

銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律施行令 の一部を改正する政令の概要

1. 銀行等保有株式取得機構による借入金及び債券発行の限度額の変更

銀行等保有株式取得機構（以下「機構」という。）による借入金及び債券発行の限度額を、2兆円から20兆円に変更する。

2. 発行会社株式買取り以外の株式の買取りの要件

機構が発行会社（機構の会員と相互に株式を保有する関係にある会社であって銀行等以外のものをいう。）から先行して銀行株を買い取る株式の買取りのうち、事前の届出が必要ないものの要件として、以下の要件を規定

- ・ 株式買取希望者の申込みに応じて、株式の売却の勧誘をすること。
- ・ 株式買取希望者に対して直ちに処分することが予定されていること。

3. 発行会社株式買取りにおける上場株式に準ずる株式

発行会社株式買取りの対象となる上場株式に準ずる株式を店頭売買有価証券とする。

4. その他

所要の規定の整備を行う。